

地域主権関連3法案の今臨時国会における成立を求める緊急決議

「国と地方の協議の場に関する法律案」など地域主権関連3法案は、先の通常国会において参議院では可決されたが、継続審議となった。我々地方六団体は政府・与野党に対し再三にわたり早期成立を要請してきたが、今臨時国会においては未だ委員会での審議すら行われず、会期末が迫る中、成立の見通しが立っていない。

3法案は、地方が長年にわたって要請してきた「協議の場」の具体化や義務付け・枠付けの見直しなど、真の分権型社会実現のために不可欠なものである。

また、これらは昨夏の総選挙で与野党が揃って公約に掲げた政策でもある。ここで立ち止まることは、国民に対しても許されない。目に見える成果を制度として具体的に実現することこそ重要であり、3法案を今臨時国会において一刻も早く成立させるよう、改めて強く求めるものである。

平成22年11月22日

地方六団体

全国知事会会長	麻 生 渡
全国都道府県議会議長会会長	金子 万寿夫
全国市長会会長	森 民 夫
全国市議会議長会会長	五本 幸正
全国町村会会長	藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長	野 村 弘